

(表1)自己負担限度額について(70歳未満)

区分	所得要件※1	限度額(月額)	認定証
ア ※2	旧ただし書き所得※3 901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 〔多数回該当※4：140,100円〕	限度額適用認定証
イ	旧ただし書き所得 600万円超～901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 〔多数回該当：93,000円〕	
ウ	旧ただし書き所得 210万円超～600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 〔多数回該当：44,400円〕	
エ	旧ただし書き所得 210万円以下	57,600円 〔多数回該当：44,400円〕	
オ	住民税非課税世帯	35,400円 〔多数回該当：24,600円〕	限度額適用・標準負担額減額認定証

※1 所得要件の「ア」～「オ」は「認定証」に記載される区分を示しています。

※2 所得の申告をしていない人も、区分「ア」とみなされますので、忘れずに申告をしてください。

※3 「旧ただし書き所得」とは、総所得金額から基礎控除(43万円)を引いた所得をいいます。

※4 「多数回該当」とは、高額療養費の該当が過去12か月以内に4回以上となったときの4回目からの限度額をいいます。